

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(中)学校教育活動に関する事務【学校運営支援等の推進事業委託要項】	学齢超過者で義務教育未修了者のうち、希望者を対象に中学校教育を行う目的として開設している夜間学級における教育内容に関する調査研究。 *現在4中学校(天王寺、天満、東生野、文の里)	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
天王寺中学校通信教育部	天王寺中学校通信教育部に関する事務	教育の機会均等などを目的とし、働きながら中学校の教育を受けたい人々のために設けられた通信教育部	教育委員会事務局	任意			○	
咲くやこの花中学校(中高一貫校)	(咲くやこの花中)就学に関する事務	・中高一貫校である咲くやこの花中学校に関する就学事務(学校において行う事務の指導監督) (所在地:此花区)	教育委員会事務局	任意		○		
	(咲くやこの花中高)学事に関する事務	・中高一貫校である咲くやこの花中学校に関する学事事務(統計調査、学校の沿革の管理等) ・大阪市立咲くやこの花中学校への進学を希望する者の入学者選抜事務 (所在地:此花区)	教育委員会事務局	任意		○		
デザイン教育研究所	(高)(デザイン教育研究所)学校維持運営費等に関する事務	所管担当からの予算配付を受け、デザイン教育研究所(阿倍野区)が日常の教育活動等のために使用する消耗品等を購入する経費などについて、予算配当及びその執行、調達、支払等会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意		○		
奨学費に関する事務	奨学費に関する事務	・経済的な理由により高等学校又は高等専門学校への修学が困難な生徒に対して奨学費を支給する。 ・各種奨学金制度の情報提供及び各種奨学金の相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるよう支援を行う。 学校における奨学金教育の充実を目指して進路教材を用いての指導の充実を図る。	教育委員会事務局	任意			○	
高等学校等奨学金(債権管理業務、国庫への返還)	高等学校等奨学金(債権管理業務、国庫への返還)に関する事務	・地対財特法に基づく、高等学校等への進学を奨励するための奨学金について、H22年度に制定された条例等に基づき、借受者への説明を始め、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・正当な理由もなく支払い等に応じない者に対しては、法的措置を実施する。 ・あわせて、返還金等のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う(地対財特法に基づく高等学校等進学奨励の奨学金貸与は国庫補助制度を活用して実施していたため)。 ・奨学金の貸与事業はH13年度末で終了している。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
大学奨学金	大学奨学金(債権管理業務、国庫への返還)	・地対財特法に基づく短期大学または大学への進学を奨励するための奨学金について、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了	福祉局	要綱等	指定都市		○	
財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付	財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付に関する事務	公益財団法人大阪府育英会へ事業資金の貸付を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	大阪府育英会貸付金	公益財団法人大阪府育英会に対する事業資金貸付けに関する事務	福祉局	任意			○	
重要文化財・埋蔵文化財等	文化財顕彰・歴史再発見・後援名義・庶務に関する事務	・市内に残る史跡に石碑等を設置し顕彰する ・史跡や指定文化財に関して、普及啓発のために専門家による講演等を実施 ・後援名義を使用するための申請受理・承認 など	教育委員会事務局	任意			○	
社会教育・生涯学習	社会教育・生涯学習に関する事務	・「生涯学習大阪計画」推進事業 ・社会教育推進事業 ・成人・高齢者教育の推進 ・PTA育成 ・人権啓発普及事業 ・識字推進事業 ・障がい者成人教育 ・家庭教育充実促進事業 ・もと青少年会館財産管理及び財産処分業務 など	教育委員会事務局	任意			○	
	社会教育・生涯学習に関する事務(生涯学習センターの管理運営)	・生涯学習センターの管理運営	教育委員会事務局	任意				○ 二組
	生涯学習情報提供システムに関する事務	・総合的な情報提供システムを構築・運用し、家庭や身近な公共施設等において迅速かつ的確に大阪市の生涯学習に関するさまざまな情報提供を行う。 ・貸室予約、講座・イベント等の事業申込を広く一般市民がアクセスできるようにする。 ・区役所や生涯学習センター等で行う多様な学習相談に利用する。	教育委員会事務局	任意				○ 一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	あいりん関連事業(新今宮文庫運営事業)に関する事務	「新今宮文庫運営事業」 ・主にあいりん地域の日雇労働者を対象に図書室を開設し、学習機会を提供する	教育委員会事務局	任意			○	
クラフトパーク	クラフトパークに関する事務	ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行う。 (1)教室事業 (2)工房、展示室、クラフトホールの貸室事業 (3)展示事業 (4)その他の事業 (所在地:平野区)	教育委員会事務局	任意			○	
キッズプラザ大阪	キッズプラザ大阪に関する事務	・子どものための遊体験型学習施設として、「子どもたちが楽しい遊びや体験を通して学び、創造性を培い、可能性や個性を伸張する」ことを基本理念とする施設。 ・運営主体は財団法人大阪市教育振興公社で、キッズプラザ大阪管理運営費等の一部に対して、補助を行っている。 (所在地:北区)	教育委員会事務局	任意				○ 組
大阪国際平和センター	大阪国際平和センターに関する事務	・大阪国際平和センター(ピースおおさか:中央区)は、戦争と平和に関する情報・資料の収集・保存・展示等の事業を基礎に、平和問題に関する調査研究・学習・普及等の事業を行うことにより、戦争の悲惨さを次の世代に伝え、平和の尊さを訴え、平和の首都大阪の実現をめざし、世界平和に貢献することを目的に、平成3年、財団法人大阪国際平和センターが開設。 ・運営主体は財団法人大阪国際平和センターで、大阪国際平和センターの運営費に対して、大阪府とともに補助を行っている。	教育委員会事務局	任意		○		
音楽堂	音楽堂貸し出し事業に関する事務	・大阪市立大阪城音楽堂(中央区)の舞台及びリハーサル室の貸し出し(市民及び興行事業者向け) ・音楽団事務所及び音楽堂の建物・設備維持管理業務	教育委員会事務局	任意		○		
大阪市立図書館	大阪市立図書館の運営に関する事務(地域図書館)	・生涯学習の基盤として学習・文化・社会経済活動に必要な資料・情報を提供している。 ・高度な情報サービスを提供するとともに、読書活動の推進や、中央図書館と地域図書館23館連携による図書館資料貸出・調査相談・読書相談等の諸事業を進めている。 ・図書資料の収集・蓄積や目録・書誌データの作成、全館オンラインによる図書館情報ネットワークシステムを整備し、インターネットによる貸出予約や事業参加予約機能の提供や商用データベースを提供している。	教育委員会事務局	任意			○	
	大阪市立図書館の運営に関する事務(中央図書館)	同上	教育委員会事務局	任意			○	
	大阪市史編纂に関する事務	・現在および将来の市史編纂事業に備えて、大阪市の歴史にかかわる古文書等の文字史料の調査・撮影・複写・収集・整理・保存を行う。 ・その成果を市民に還元するため、各種図書の刊行や収集した史料を閲覧や掲載等の利用に供する。市域の歴史の学習や研究を促進し、郷土への愛着や誇りを育てる。	教育委員会事務局	任意			○	
内部事務	庶務業務に関する事務(総務課)	秘書、庁舎管理、OA、予算決算、調達、防災・危機管理、式典・諸行事、寄付收受、公正職務、広聴広報、文書・公印管理、人事・給与・福利厚生、市会、例規、争訟、局運営方針、区役所支援、府・大学等との連携業務、財政売却代等を財源とした基金への蓄積など	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(施設整備課)	文書、市会、予算決算、調達等	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学事担当)	課運営に必要な一般事務(文書、予算決算、市会、調達等)	教育委員会事務局	任意			○	
	校園事業所に関する事務	校園営繕園芸事務所においては、校園からあらかじめ出された要望に基づき、校園に出向き営繕作業や園芸作業などの環境整備を実施している。 学校業務サービスセンターにおいては、教育委員会と校園及び校園間の文書・物品の仕分け・搬送を行う。(搬送は民間事業者による業務委託している。)それぞれの事業にかかる契約事務・経費執行・業務調整等を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(教職員人事担当)	担当内の物品管理、各種証明、予算管理事務、文書管理、各種照会への回答、市会対応、職員団体との交渉、関係例規の改廃等の庶務関係業務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学校経営管理センター)	庁舎管理、端末管理、環境整備、防火・防災、職員の服務、衛生委員会の運営、職員の給与・福利厚生、文書・公印審査、調査・回答	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	学校経営管理センター運営費に関する事務	学校経営管理センター(港区)の予算・決算、予算管理・執行	教育委員会事務局	任意			○	
	学校園の物品調達・管理に関する事務	所管する学校園の物品の調達に関する事務 ・ 学校園が必要とする物品を取りまとめて契約を行うことにより、スケールメリットを生かす。 ・ 物品を使用頻度に応じた回数で契約・調達することにより、計画的な予算執行を促す。 (年1回・帳票類、年4回・備品類、年6回・文房具類、毎月・紙類、等) 所管する学校園の物品の管理に関する事務 ・ 校園ネットワークシステムに全校園の備品データを登録し、一括管理を行う。 ・ システム利用で自校の備品を確実に把握し、処分手続等の処理を適切に行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学務担当)	学務担当の運営に必要な一般事務 ・ 職員の勤怠 ・ 給与・福利厚生 ・ 各種の照会・回答 ・ 文書管理 - など	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学校保健担当)	庶務業務 文書管理、市会、予算決算等	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(指導部)	・ 本市以外の団体等が行う事業や行催事などに対し、本市が主催あるいは、共催していないようなものについて、賛同の意をあらわす趣旨で、本市の名義使用の承認をするもの。 ・ 文書・公印管理関係業務、市会関係業務、OA関係業務、計理・予算決算業務、広報及び広聴に関する事務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関係業務、照会・回答、日程調整、行財政改革・企画関係業務。	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(教育センター)	他機関・諸団体との連携、市会関係業務、文書管理関係業務、計理・予算決算業務、庁舎管理業務(研修室貸し出し業務)、研修事業評価会議の企画・運営、教員採用試験問題作成・試験監督業務、教科等の指導に関する研修の企画・運営、資質向上等教員研修、広報事務、学校園等支援、管理職用・教職員用IDパスワードの変更・通知・サーバー設定、基幹ネットワークサーバー群の保守・管理、センター内パソコン実習室のパソコン等のメンテナンス、通信、リース、ソフトウェア、通信回線等の業者対応、有害情報規制に関する業務、文部科学省悉皆調査関係業務、他県他都市の事例の収集と紹介、ICT環境整備関係業務、一般事務、建物維持管理、教育施設整備、局の調査・照会等	教育委員会事務局	任意			○	

《5. 環境》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
環境行政の総合企画、環境教育等	環境局事業の市民・事業者への広報活動等に関する業務	市民・事業者へ環境局事業に係る情報や内容等を周知するとともに、事業への理解を得るため、パンフレットや広報紙、広報テレビ番組等各種広報媒体を用いた広報活動を行う。 また、環境局のホームページにおいて、ごみの出し方など環境局事業に係る情報や、イベント情報、プレス資料等のお知らせ情報、問い合わせ先等の情報を市民に提供する。また、市民の利便性の向上のため、各種申請書やパンフレット等のダウンロードサービスを実施する。	環境局	任意			○	
	大阪市環境基本計画に関する事務	「大阪市環境基本計画」の着実な進捗管理を図るため、各種施策の実績や成果を計画的かつ総合的な観点から点検・評価し推進を図る。	環境局	任意			○	
	大阪市環境白書に関する事務	本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにする年次報告書として「大阪市環境白書」を作成し、その内容を市会に報告するとともに、市民に広く周知する。	環境局	任意			○	
	環境教育等促進法に関する事務	○行動計画の作成 環境教育等促進法に基づき、市民、民間団体等、行政がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、その他の環境の保全に関する取組の推進に関する行動計画を作成する。 ○体験の機会の場の認定制度 土地又は建物の所有者等が、自然体験活動その他の体験活動の場として当該土地等を提供する場合に、一定の基準を満たしていることを条件に「体験の機会の場」として認定する。 ○環境保全に係る協定の締結等	環境局	任意			○	
	環境月間等に関する事務	今日の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会構造の中で、様々な環境問題が顕在しており、これらの解決には、市民のライフスタイルや事業活動を循環型へと転換させていくことが重要である。そのため、市民・事業者等の環境保全意識を高めることを目的として、6月の環境月間や12月の地球温暖化防止月間において、本市の環境保全の取組みを取りまとめて公表するとともに、市民等にはポスター・リーフレットによる啓発や企業向けには自主的な環境保全運動を呼びかける。	環境局	任意			○	
	環境表彰に関する事務	環境保全活動、環境保全の意欲の増進を図るため、環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体・事業者を対象に、選考委員会の審査を経て表彰を行う。	環境局	任意			○	
	地域環境啓発に関する事務(環境活動)	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視事務所において環境保全に関する啓発事業を実施する。併せて、普及啓発用リーフレットを作成配付し、市民・事業者の環境配慮活動を促進する。	環境局	任意			○	
	地域環境啓発に関する事務(環境規制)	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視事務所において環境保全に関する啓発事業を実施する。併せて、普及啓発用リーフレットを作成配付し、市民・事業者の環境配慮活動を促進する。	環境局	任意			○	
	大阪市環境経営推進協議会に関する事務	当協議会は環境経営、環境保全に関する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって事業者の自主的な環境保全への取組みの推進と快適な都市環境の保全と創造に寄与することを目的に設立され、大阪府はオブザーバーとして参加し、本市からの情報提供をはじめ、環境施策の連携を図っている。	環境局	任意			○	
環境監視規制等	おおさか環境科に関する事務	身近な大阪の自然や環境特性などを取り入れ、小中一貫で発達段階に応じた内容の副読本「おおさか環境科」等を作成し、これらを全ての市立小中学校に導入するとともに授業等での活用を図り、「生物多様性」「循環」「地球温暖化」「エネルギー」「都市環境保全」をテーマに環境教育を推進している。 【目的】 人の暮らしと自然などの環境との関わりについて、調べ学習や体験・実践をとおして理解し、環境を大切にしながら生きようとする子どもを育てる。 【学習対象】 ・市立小中学生（3～6年生） ・市立中学校生	環境局	任意			○	
	見える化機器を活用した省エネ行動の促進に関する事務	家庭における毎日の消費電力量とCO2削減効果を確認するとともに節約効果のメリットを体験できる「見える化機器」(省エネナビ)の貸出を行い、市民の省エネ行動の一層の促進を図る。	環境局	任意			○	
	大気汚染調査に関する事務	大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の常時監視を補完し、地域の大気汚染状況を把握するとともに、大阪府アスベスト対策基本方針に基づき大気環境中のアスベスト濃度を把握する。	環境局	任意			○	
	ばい煙等(石綿を除く)の排出の規制等に関する事務	ばい煙等(石綿を除く)に係る届出施設等の規制指導等	環境局	任意			○	

別表第1-5(任意事務《5. 環境》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	石綿の排出の規制等に関する事務	石綿に係る届出施設の設置者及び石綿排出等作業を伴う建設工事の施工者に係る規制指導等	環境局	任意			○	
	工場・事業場等の大気汚染防止対策及び苦情対応に関する事務(市要綱等)	市内のばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対する規制指導を行い、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等に係る環境基準の維持・達成を図るとともに、苦情対応を行う。	環境局	任意			○	
	アスベストの飛散防止対策及び苦情対応に関する事務	アスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事において、大気中へのアスベストの飛散防止に係る規制指導並びに苦情対応を行う。	環境局	任意			○	
	自動車排出ガス対策に関する事務	幹線道路沿道において、街頭検査として、ディーゼル車を重点に自動車排出ガスの検査、整備状況の検査等を実施するとともに、自動車から排出される有害物質による環境汚染実態把握や、市民から寄せられる自動車排ガスに係る苦情への対応として環境調査を実施する。エコドライブの推進等自動車交通環境に係る啓発活動を実施する。	環境局	任意			○	
	航空機騒音対策に関する事務(生活保護等世帯空調機器稼働費補助)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、国等と協調して、民家防音工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対する空調機の稼働費の一部補助を行う。	環境局	要綱等	その他		○	
	航空機騒音対策に関する事務(測定)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、環境調査及び公表を行うとともに、関係機関に対策要望等及び苦情対応を行う。	環境局	任意			○	
	航空機騒音対策に関する事務(共同利用施設の維持管理)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的に整備された共同利用施設の運営を行う。	環境局	任意			○	
	騒音振動規制指導(深夜営業等の規制)	深夜営業等の規制 ・飲食店、カラオケ店、遊泳場(屋外)、テニスコート(屋外)、バレーボール練習場、ゴルフ練習場、ガソリンスタンド又は有料駐車場の7営業と材料等の搬出入作業 【営業禁止時間】 ・午後11時から翌日の午前6時まで(ただし、飲食店営業とカラオケ店営業は午前0時から禁止) ・対象地域…準住居地域を除く住居地域	府 環境農林水産部	任意			○	
	大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく事務	事業者による化学物質の管理を促進するため次の事務を実施 ・事業者から提出される化学物質管理計画書の届出処理等 ・緊急事態の発生時における事業者からの通報、届出に係る事務等 ・排出量等の取りまとめ及び公表 ・立入検査、報告徴収	環境局	任意			○	
	化製場管理に関する事務	西成区の化製場の集約化に係る土地賃借料の管理業務及び臭気調査。	環境局	任意			○	
	水環境計画に関する事務	市民が満足する良好な水環境の創出に向け、関連部局・各区が実施する計画に基づく各種施策の進行管理を行う。	環境局	任意			○	
	水環境協働事業に関する事務	水環境に係る協働事業の全体的な展開により、市民の水環境への関心を高め、各地域の水環境保全・創造活動を活性化させる。	環境局	任意			○	
	水質汚濁対策に関する事務	淀川・神崎川、大和川などの各河川、及び大阪湾・瀬戸内海などの各協議会に参画し、広域連携により水質改善に努める。大阪市内における河川・港湾等における底質対策に関する事務を行う。港湾域におけるPCB濃度の調査等を実施する。	環境局	任意			○	
	水質汚濁常時監視に関する事務	水質汚濁防止法に基づく水質の常時監視の補完、及び市内河川の水質変動を把握・監視するため定期的な水質調査を行い、局地的な水質異常等にも対応できるよう水質モニタリングを行う。	環境局	任意			○	
	地盤沈下対策に関する事務(常時観測及び水準測量支線ルート)	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。また、市内11箇所の観測所で地盤沈下及び地下水位の常時観測を行っている。	環境局	任意			○	
	環境配慮の啓発・指導に関する事務	大規模小売店舗立地法等に基づく届出に対して、環境への適正な配慮についての意見を述べる。また、大規模建築物の建設計画に関する本市の事前協議制度に基づき、居住環境の保全のため、事業者に対して、騒音等影響回避措置についての指導並びに環境関係法令順守等の指導を行う。	環境局	任意			○	
	土壌汚染のおそれがある土地の規制等に関する事務	土壌汚染のおそれがある土地について、所有者による調査・対策等を目的に、要措置管理区域の指定、汚染土壌の撤出に関する規制等を実施	環境局	任意			○	
地盤沈下対策(幹線ルート)	地盤沈下対策に関する事務(水準測量幹線ルート)	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。	環境局	任意		○		

別表第1-5(任意事務(5. 環境))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
環境影響評価(条例)	大阪府、大阪市環境影響評価条例に関する事務	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	任意		○		
地球温暖化対策等	生物多様性に関する事務	持続可能な社会を目指し、様々な生物が生き残る自然を守り豊かにする取組みとその活用などに関する取組みの着実な推進を図る。	環境局	任意			○	
	環境みらい創造本部の運営に関する事務	低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に係る本市の環境施策を総合的かつ強力に推進するための組織としての役割を担う環境みらい創造本部の運営。	環境局	任意			○	
	ヒートアイランド対策に関する事務	「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、関係局の連携の下、緑地や舗装技術を活用した路面温度低減策等のヒートアイランド対策を推進するとともに、ドライ型ミストや打ち水、緑のカーテン・カーベットの普及に取り組む。また、気温の観測等によるヒートアイランド現象の実態を把握するとともに、対策の効果検証を行う。	環境局	任意			○	
	なにわエコ会議の運営支援に関する事務	地球温暖化防止活動を市民、環境NGO/NPO、事業者、行政等が協働して行うために、本市が中心となってH16年6月に設立したなにわエコ会議の活動を全般的に支援し、地球温暖化防止活動を推進する。	環境局	任意			○	
	なにわエコライフ推進事業に関する事務	家庭での省エネ生活の実践につながることを期待して、なにわエコライフ普及員(地域ボランティア)とともに、なにわエコライフチャレンジシート(=環境家計簿)の参加募集、回収、集計等に取り組んでいる。 また、環境出前講座、環境関連イベント、区民まつりなどの様々な場において、普及員とともに地球温暖化や省エネ生活に係る知識の普及啓発などに取り組んでいる。	環境局	任意			○	
	太陽光発電普及促進に関する事務	家庭及び事業所等における太陽光発電の普及を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、大阪・関西に集積している太陽電池産業及び関連する中小企業の振興に寄与することを目的に、住宅や事業所に太陽光発電を導入する市民や事業者に補助を実施(H23年度で終了)。H24年度以降は、「屋根貸し」制度など税を投入しない形での太陽光発電の一層の普及を促進し、もって温室効果ガスの排出抑制をはかる。	環境局	任意			○	
	急速充電スタンドの運用等に関する事務	・H23年度に整備した急速充電スタンド(1基)を運用することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、民間への次世代自動車普及を加速させる。 ・平野区	環境局	任意			○	
	倍速充電スタンドの運用等に関する事務	・H22年度に整備した倍速充電スタンド(10基)を一般に供することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、EV・PHVの普及を加速させる。 ・北区、此花区、西淀川区、東淀川区、生野区、旭区、阿倍野区、住之江区、住吉区、平野区	環境局	任意			○	
	関西エコビジネスツアーに関する事務	大阪を中心として関西圏に蓄積されたさまざまな環境技術や産業集積の特性を踏まえ、公共施設や民間施設を利用した視察見学・体験の実施等環境をテーマとした国内外からの集客・交流の促進及び商談等を通じて、関西経済圏の活性化を図る。	環境局	任意			○	
	御堂筋エコロード推進事業	御堂筋沿道の企業などと連携して協議会を設置し、エコドライブの実践やグリーン配送の取組み等の環境にやさしい自動車利用を推進する。	環境局	任意			○	
地球温暖化広域対策等	国連環境計画(UNEP)国際環境技術センターの支援に関する事務	開発途上国の都市の環境問題解決に取り組むUNEP国際環境技術センター(鶴見区)の活動に協力し、地球環境保全に貢献するため、同センターの支援法人である公益財団法人 地球環境センターの活動を支援する。	環境局	任意		○		
	大阪 水・環境ソリューション機構に関する事務	・大阪・関西企業の海外展開を支援し、地域経済の活性化を図る ・官民連携により海外の水・環境問題の解決に貢献する ・大阪府と大阪・関西の経済界が一体的に活動するための組織として「大阪市 水・環境ソリューション機構」を設立(構成メンバー:建設局・水道局・環境局・政策企画室・経済局) ・H24年8月より大阪府の参画により「大阪 水・環境ソリューション機構」に名称を変更	環境局	任意		○		
	自動車公害防止広域対策に関する事務	自動車交通環境対策及び自動車に係る地球温暖化対策を目的として、大阪自動車環境対策推進会議・大都市自動車技術評価委員会への参加、燃料電池自動車普及事業の実施。	環境局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
エネルギー政策	エネルギー政策の推進に関する事務	東日本大震災に伴う原発事故を契機に大阪・関西でも電力需給が逼迫するなど、現在の電力供給システムの課題が明らかになった。そのため、エネルギーの効率的利用と安定供給を実現するためのエネルギー政策を推進する。	環境局	任意		○		
夢洲1区メガソーラー	夢洲1区メガソーラーに関する事務	臨海部における環境・エネルギー関連産業の集積の先導的な役割を担う取組みとして、夢洲1区の廃棄物処分場を活用して、民間事業者によるメガソーラー設置の実現を図る。本市は、メガソーラー設置場所を提供するとともに、国への要望や関係機関との調整を行い、民間事業者による事業化を支援する	環境局	任意			○	
環境保全設備資金融資	環境保全設備資金融資に関する事務	公害防止設備や低公害車の導入、アスベスト除去工事等を実施しようとする中小企業者を対象に、自己資金による措置が困難な中小企業が公害防止設備の設置や改善に要する資金を金融機関から低利で融資を受けられるよう斡旋、融資にかかる利子補給を行い、環境保全対策に取り組む中小事業者の経済的な負担を軽減し、都市環境の改善・向上をめざす。 なお、大阪市環境保全設備資金融資事業は、近年、環境対策が一定成果を上げてきたことなどから、新規受付をH19年9月末に終了し、H26年2月末には、最後の融資制度の利用者が債務を完済する見込みとなっている。 このため、H26年度以降については、これまでに代位弁済補助金として交付した補助金に対して、大阪市信用保証協会の求償権による回収した回収金を収納する事務のみを継続することとなる見込みである。 なお、制度融資に係る新規受付をH19年9月末に受付を終了したことに伴い、融資にかかる利子補給のみ行う制度について、新たにH19年10月から開始したが、対象者がなく、H24年度末をもって、制度を廃止。	環境局	任意		○		
緑化	緑化業務(広域・その他)	・緑化の普及啓発(花と緑と自然の情報センター管理運営に関する指定管理者との連絡調整) ・公共空間の緑化の推進(公園、街路、公共施設等への樹木や花の植え付け) ・公園・街路樹の保全育成(街路及び公園の樹木の維持管理)	建設局	任意		○		
緑化(市民協働等)	緑化業務(基礎・その他)	・公園・緑化普及啓発事業(市民向け緑化講習会の開催、緑化相談、公園愛護会連絡相談業務等市民協働事業の実施) ・府条例・大規模・開発等に係る緑地等の協議(都市計画法に基づくもの以外) ・民有地の緑化の推進(未来樹の維持管理) ・保存樹の保全育成 ・種から育てる地域の花づくり事業 ・緑化の普及啓発(グリーンコーディネーターの育成) ・緑化の普及啓発(都市緑化フェア出展に伴う連絡調整業務等) ・人材育成ネットワーク事業「はならんまん」の実施 ・寄付收受関係業務(現金・物品) ・公共空間の緑化の推進(公園、街路、公共施設等への樹木や花の植え付け) ・公園・街路樹の保全育成(街路及び公園の樹木の維持管理) ・生物多様性地域戦略策定等事業	建設局	任意			○	
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理業者に対する規制指導に関する事務(事前協議関係事務)	産業廃棄物の処理施設の設置に係って、本市条例に基づく事前協議手続きに関する事務を行っている。	環境局	任意			○	
	産業廃棄物排出事業者に対する規制指導に関する事務(届出関係、土地の利用者に対する指導等関係)	産業廃棄物の事業場の外での保管の届出や帳簿の備付け等、自家保管に関する規制指導業務を行っている。 また、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合は、土地の利用者等に対する指導等を実施している。	環境局	任意			○	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の推進に関する事務(監視会議関係)	大阪市PCB廃棄物処理事業監視会議を開催する。	環境局	任意			○	
一般廃棄物処理	中高層建築物ごみ等保管施設設置に関する事務	生活環境の維持保全を目的として、条例・規則において、一定規模以上の建築物(3階以上かつ20戸以上の住宅及び延べ面積2,000㎡以上の建物)を建設する者に対し、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置を義務づけている。要綱に基づき、保管施設の設置に関する事前協議や指導を行い、保管施設設置届を受け付けている。また延べ面積2,000㎡未満の「大規模小売店舗立地法」にかかる店舗の廃棄物保管施設についても指導等を行っている。	環境局	任意			○	
	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(本課)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)あて提出する。 本課(事業管理課)では、事業所(環境事業センター)からのふれあいあんしんパトロールの報告により環境局全体の集計を行っており、年度実績等を市民局へ報告している。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(事業所)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)へ提出している。	環境局	任意			○	
	事業系ごみ等排出実態調査に関する事務	事業系ごみ等の排出実態(発生抑制・再生利用の可・不可や産業廃棄物の混入率等)を詳細に調査・把握することで、効果的な啓発指導を行い、事業系ごみ等の適正区分・適正処理を推進する。	環境局	任意			○	
	魚腸骨処理対策に関する事務(業の指定を除く)	各自治体での対応が困難な魚腸骨処理について、昭和62年に大阪府及び府内市町村が設立した「大阪府魚腸骨処理対策協議会」のもとで、府内から排出される魚腸骨を、岸和田市内の再資源化施設において、共同処理委託する。	環境局	任意			○	
	一般廃棄物規制指導等運営事務(許可及び一般廃棄物再生利用業の指定関係を除く)に関する事務	一般廃棄物収集運搬業者に対する各種必要な事務を行うと共に、一般廃棄物の規制指導に関する企画運営を行う。	環境局	任意			○	
	生ごみと下水汚泥のバイオガス化実験に関する事務	生ごみは現在、他のごみと一緒に焼却工場に焼却処理をされた上で熱として回収されており、高い効率で有効利用されているわけではない。そのため、温室効果ガス排出量の削減や循環型社会形成の推進に向けて、生ごみをより効率的に資源化することが求められている。	環境局	任意			○	
	瓜破南グラウンドの管理に関する事務	瓜破南グラウンド(平野区)の行政財産貸付に係る業務を行う。	環境局	任意				○ 一組
環境美化、減量・リサイクル	事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの推進(食品リサイクル)に関する事務	「食品リサイクル法」の趣旨に沿って、事業系食品廃棄物の減量・リサイクルの推進について検討を行う。	環境局	任意			○	
	循環型社会形成の推進に関する事務	H23年10月に制定(H24年4月1日施行)した「循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会を形成するための事業を行う。	環境局	任意			○	
	一般廃棄物排出実態調査に関する事務	家庭系ごみに対する排出実態調査(詳細な組成分析)等の実施	環境局	任意			○	
	清掃ボランティア活動(まち美化パートナー制度)の促進事業に関する事務(本課)	ノーボイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内で一斉に清掃活動を行っている。 本課(事業管理課)においては、各事業の総括事務を行うとともに、それぞれの予算執行を行っている。	環境局	任意			○	
	清掃ボランティア活動(まち美化パートナー制度等)の促進事業に関する事務(事業所)	ノーボイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内で一斉に清掃活動を行っている。 事業所(環境事業センター)は担当行政区において、各団体等への清掃用具の交付や後ごみ収集などを行うとともに、各団体等との連絡調整業務を行っている。	環境局	任意			○	
	路上喫煙対策事業に関する事務(本課)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナーモラルの向上を図るため、全市民的普及啓発、路上喫煙禁止地区における違反者への過料徴収、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。本課(事業管理課)では、「路上喫煙禁止地区」にかかる事務を行うとともに「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との協定及び啓発物品の一括購入等を実施している。また、大阪市路上喫煙対策委員会を担当4局(環境局、健康局、危機管理室、消防局)内の事務局として運営している。	環境局	任意			○	
	路上喫煙対策事業に関する事務(事業所)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナーモラルの向上を図るため、担当区における普及啓発の実施、及び市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業について、担当区の市民・事業者団体と本課の間で連絡調整し、必要に応じて職員の派遣等を実施している。	環境局	任意			○	

別表第1-5(任意事務(5. 環境))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	紙パックの拠点回収事業に関する事務(記念品交付等関係事務)(本課)	環境事業センターで行う受付回収及び公共施設において巡回回収する紙パックについて、市民が持ち込む紙パックの量に応じて交付する記念品の購入等の事務手続き交付を行う。	環境局	任意			○	
	紙パックの拠点回収事業に関する事務(記念品等交付関係事務)(事業所)	環境事業センターで行う受付回収及び公共施設において巡回回収する紙パックについて、市民が持ち込む紙パックの量に応じて記念品の交付を行う。	環境局	任意			○	
	資源集団回収活動に関する事務(本課)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体に対し、登録制度を設け、奨励品等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意			○	
	資源集団回収活動に関する事務(事業所)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体に対し、登録制度を設け、奨励品等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。	環境局	任意			○	
	地域に即した減量等の取組み(環境事業センター普及啓発事業)に関する事務(本課)	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となつて、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意			○	
	地域に即した減量等の取組み(環境事業センター普及啓発事業)に関する事務(事業所)	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となつて、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量キャンペーンに関する事務(本課)	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。大都市(政令指定都市及び特別区)が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量キャンペーンに関する事務(事業所)	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。大都市(政令指定都市及び特別区)が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量・3R啓発推進事務(本課)	ごみ減量・3R啓発施設であるリサイクルプラザ赤川・塩草の廃止にあたり、今後とも一層のごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等のより市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量・3R啓発推進事務(事業所)	ごみ減量・3R啓発施設であるリサイクルプラザ赤川・塩草の廃止にあたり、今後とも一層のごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等のより市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施する。	環境局	任意			○	
	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導(表彰等関係業務)に関する事務(本課)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。	環境局	任意			○	
	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導(表彰等関係業務)に関する事務(事業所)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。	環境局	任意			○	
斎場・霊園	斎場の管理運営に関する事務(本課)	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う業務や通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の維持管理業務を行っている。	環境局	要綱等	一般市			○ 一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	斎場の管理運営に関する事務(事業所)	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う業務や通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の維持管理業務を行っている。 瓜破(平野区)・北(北区)・小林(大正区)・鶴見(鶴見区)・佃(西淀川区)	環境局	要綱等	一般市			○ 一組
	葬祭場(やすらぎ天空館)の運営に関する事務	・会葬者1,000人規模の大式場(間仕切りをして会葬者400人規模の小式場として使用可能)を提供する。(阿倍野区)	環境局	任意				○ 一組
	墓園の管理運営に関する事務 【泉南メモリアルパーク(阪南市)、服部墓園(豊中市)、瓜破墓園(平野区)、南墓園(阿倍野区)、北墓園(北区)】	市設墓園における利用者からの各種届出に関する事務や墓園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市			○ 一組
	施設等整備企画事務に関する事務(斎場・大規模墓園)	環境局の施設、設備及び機材等の点検、整備等に関する事務を行う。	環境局	任意				○ 一組
	墓園の管理運営に関する事務(上記5墓園以外の小規模墓園等)	市設墓園における利用者からの各種届出に関する事務や墓園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市		○	
内部事務	局庶務業務(総務課)	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、IT関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約業務、管財業務、監査業務、文書運送業務、コンプライアンス関係業務、情報公開関係業務 ・局所管不動産の管理に関する業務 ・局保有車両の損害賠償保険に関する業務 ・総務部及び総務課以外の部課の主管に属さない業務	環境局	任意			○	
	局事業総合企画に関する事務	環境局の運営方針の策定及び進捗管理、環境局所管の事務事業に係る総合的企画等の事務を行う。 また、企画課(経営改革担当、運営改革担当含む)担当業務の運営に関する業務を行う。	環境局	任意			○	
	庶務業務(企画課)	○企画課(経営改革担当、運営改革担当含む)における庶務関係業務 市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、照会回答業務、人事・勤怠関係 など	環境局	任意			○	
	局の人事に関する事務	・所属職員に対する人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	環境局	任意			○	
	庁内環境管理計画に関する事務	電気使用量抑制等による温室効果ガス排出抑制、コピー用紙使用量削減等による省資源の促進、廃棄物減量・リサイクルの促進など、職員全員による積極的な環境配慮行動により環境への負荷の少ない事務事業を推進する。	環境局	任意			○	
	庶務業務(環境施策課)	市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、有価証券・物品管理関係業務、照会回答業務、人事・勤怠関係、安全衛生関係、福利厚生関係事務 など	環境局	任意			○	
	庁内の節電対策に関する事務(節電対策の総括、区役所へのBEMS導入、LEDデスクライトの率先導入)	庁内における節電対策を促進するため、全庁的な取組みの総括を行うとともに、区役所における電力使用の合理化の促進策として、電力使用状況を監視し、電力負担を最小化、平準化するための監視システム(BEMS)を導入するとともに、環境局ルシアス庁舎において、先行的にLEDデスクライトを導入し、天井照明の消灯による一般的な節電対策以上の取組みを実施する。	環境局	任意			○	
	庶務業務(環境管理課)	・ATC庁舎管理業務、各環境保全監視担当管理運営、公文書管理業務、市会関係業務、計理・予算決算業務等、大都市環境保全主管局長会議、大阪府・大阪市・堺市環境行政連絡協議会など環境保全部門での他都市交流等、大阪環境保全圏の株式会社保有に関する事務、公害工場跡地管理業務、公用車の管理に関する業務 ・環境規制担当の事務業務全般及び各環境保全監視グループとの連絡調整業務、環境保全部門における研修の企画実施	環境局	任意			○	
	庶務業務(環境管理課(産業廃棄物規制担当))	産業廃棄物の規制指導関係業務に係る庶務的な業務	環境局	任意			○	
	事業管理課運営業務に関する事務	事業部(廃棄物規制指導並びに埋火葬関係業務を除く)の所管する事務事業運営の円滑化に係る事務を行うとともに、ごみの収集輸送やまちの美化等に関する総合的企画等を行う。	環境局	法令	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	庶務業務(事業管理課)	事業管理課における庶務関係事務	環境局	任意			○	
	庶務業務(家庭ごみ減量課)	市会関係業務、計理・予算決算業務、大阪府再生資源事業推進協議会関係業務、大阪府リサイクル社会推進会議関係業務等	環境局	任意			○	
	庶務業務(一般廃棄物指導課)	市会関係業務、計理、予算決算業務等	環境局	任意			○	
	施設等整備企画事務に関する事務(斎場・大規模霊園以外)	環境局の施設、設備及び機材等の点検、整備等に関する事務を行う。	環境局	任意			○	
	工場跡地等整備に関する事務(森之宮焼却工場建替計画用地・森之宮工場跡地)	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。	環境局	任意			○	
	工場跡地等整備に関する事務(南港工場跡地・港工場跡地)	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。	環境局	任意			○	

《6. 産業・市場》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
成長分野の企業支援等	成長戦略の推進	・大阪府・大阪市の戦略を一本化した「大阪の成長戦略」の策定及び戦略の推進	政策企画室	任意		○		
	企業等の誘致に関する事務(広域自治体所管)	【事業目的】 ・進出企業との取引を通じた企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、大阪府、大阪商工会議所と共同で設置する大阪外国企業誘致センターの機能を活用し外国企業等の誘致を図る。 ・特に「関西イノベーション国際戦略特区」の指定を受けた「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」へのターゲット企業の集積を図る。 ・有望企業の立地と在阪企業等の再投資を促進するため、特に金銭的なインセンティブを効果的に活用する。 【事業の対象者】 ・進出意向や投資計画を有する外国の企業等 ・「大阪市企業・大学等立地促進助成金」事業計画を承認された事業者(新規の申請受付は終了)	経済戦略局	任意		○		
	科学技術の振興事務	平成21年3月に策定した「大阪市科学技術振興指針」のもと、大学・研究機関や企業のポテンシャルを最大限に生かし大阪の科学技術を振興するため、国や大学等と連携した研究開発プロジェクトの具体化等に関する調査・検討等を行う。(H24年度廃止) 大学・大学院の連携組織である大学コンソーシアム大阪及び関西社会人大学院連合に活動拠点としてキャンパスポート大阪を提供することにより、大学・大学院のポテンシャルを市内で活用するとともに、これまで構築した大学・大学院の連携基盤を活用して、国際的に活躍できる人材などの育成にかかる実践的人材育成プログラムを開発、実施し、本市の人材育成力の強化・充実を図る。	都市計画局	任意		○		
	グローバルイノベーション創出支援事業	大阪が世界にイノベーションを生み出す拠点として認知されることをめざし、平成25年春にまちびらきするうめきたの知的創造拠点ナレッジキャピタルにおいて、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション拠点の形成に取り組む。 ※H25予算案費:7.5億円 (うちグローバルイノベーションファンドへの出資:5億円)	都市計画局	任意		○		
	有望企業への重点的支援事業	健康・医療分野のビジネス創出事業(ロボットテクノロジー・ヘルスケア) ライフイノベーション推進実証実験事業 成長産業チャレンジ支援事業(H24終了) 革新的技術の事業化促進事業	経済戦略局	任意		○		
	クリエイティブ産業創出・育成支援事業	メビック扇町(北区)を拠点に、クリエイター同士の連携や異業種企業との協働を促進し、高付加価値の商品やサービスの創出につなげる。また、その成果を広く情報発信することで、受注機会を増やし新たな市場を開拓する。	経済戦略局	任意		○		
	在阪中小企業の貿易・投資交流及び海外販路開拓の促進に関する事務	・海外での販路開拓をめざす地域企業に対して、専門家によるアドバイスから海外見本市出展支援など、海外販路開拓に関する支援。 ・国際ビジネスにかかる相談窓口や海外情報に関するセミナーを実施。	経済戦略局	任意		○		
	創業・新事業創出・経営革新支援事業	大阪産業創造館(中央区)において中小企業支援事業を実施。 大阪市都市型産業振興センターが個別企業の課題やニーズに対応する経営相談や、セミナー、商談会といった支援サービスを実施。 【基本的方向性】 ・(公財)大阪産業振興機構と(公財)大阪市都市型産業振興センターを統合。 ・施設配置については、中核拠点の一本化も含めた最適化を図る。	経済戦略局	任意		○		
	産創館施設管理運営	中小企業支援拠点である「大阪産業創造館」(中央区)の施設管理運営。 延べ床面積 23,827.6㎡、地下3階・地上18階建ての施設。 施設の保守や整備等に関する関係者との調整や業務発注等を実施。	経済戦略局	任意		○		
	インテックス大阪の管理運営、工事の実施及び(財)大阪国際経済振興センターの監理に関する事務	昭和60年5月に開業したインターナショナル・エギジプションセンター・大阪(インテックス大阪)の管理運営を行うとともに、国際見本市・イベント等の開催誘致を積極的に進め、企業取引の拡大と大阪の国際化及び経済の活性化を図る。 インテックス大阪の補修工事	経済戦略局	任意		○		
	水・環境技術の海外プロモーション	官民連携で企業の海外展開を支援するため設立した大阪水・環境ソリューション機構に参画し、水・環境分野での企業の海外進出を支援。	経済戦略局	任意		○		

別表第1-5(任意事務《6. 産業・市場》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
地域の企業支援等	企業等の誘致に関する事務(基礎自治体所管)	【事業目的】 - 進出企業との取引を通じた市内企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、国内からの企業等の誘致及び市内での再投資の促進を図る。 - また、企業誘致の誘引力ともなる在阪企業の本社機能流出の抑止に向けた取り組みを行う。 「関西イノベーション国際戦略特区」の指定を受けた「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」へのターゲット企業の集積を図る。 - 特に市内で大規模用地が供給でき、雇用、税収等に大きな効果が期待できる「夢洲・咲洲地区」等臨海部への立地促進を図る。 【事業の対象者】 - 進出意向や投資計画を有する国内の企業等 - 大阪に本社機能を置く主要企業等	経済戦略局	任意			○	
	国際ビジネス・プロモーション活動推進事業	大阪府がアジア太平洋地域の主要経済都市(13都市※)と提携するビジネスパートナー都市(BPG)とのネットワークの活用・強化をはかり、在阪中小企業に対する国際ビジネス活動の支援を行う。 ※BPG提携都市 香港、シンガポール、バンコク、クアラルンプール、マニラ、ジャカルタ、ソウル、上海、ホーチミン、ムンバイ、メルボルン、天津、オークランド ※市政改革プランに基づく施策事業のゼロベースの見直しにより、平成25年度予算からは基礎自治に関する事務に特化	経済戦略局	任意			○	
	コミュニティビジネス(CB)への支援	コミュニティビジネス等促進のための創業支援、コンサルティングの実施。 ※委託事業はH24年度をもって終了し、H25年度からは直接執行をし、専門家の派遣等を行う。 【区CM権限】	経済戦略局	任意			○	
	小規模・ベンチャー企業支援事業	(小規模事業者等支援委託事業) 小規模事業者に対する巡回相談や研修事業を実施。 (ベンチャー調達制度) 中小・ベンチャー企業が開発した優れた技術やアイデアを有する新商品の販路開拓を支援するため、本制度での商品認定並びに、庁内での率先購入による認定商品のPR等を行う。	経済戦略局	任意			○	
	地域商業活性化事業	- 商店街等のソフト事業への助成【区CM権限】 - 商店街等への専門家派遣【区CM権限】 - 商店街等のハード事業への助成 - 商店街等とともに取り組む活性化事業【区CM権限】 等	経済戦略局	任意			○	
	地域経済活力創造事業に関する事務	区役所に予算配付するとともに、必要に応じて専門家を派遣。 - スタートアップ支援 - 地域経済活性化支援 - 区役所における経営相談【区CM権限】	経済戦略局	任意			○	
	地域ものづくり活性化事業	- 中小企業優良従業員表彰、中小企業技能功労者表彰 - ものづくり人材育成事業:大阪テクノマスターによる職業講話、技術指導や中小企業と工業高校の交流会。 - もとCIT事業・分譲済み工業団地(テクノパーク常吉)(此花区)周辺市有地の維持管理及び大阪市泉尾賃貸工場(テクノシズ泉尾)(大正区)事業。 - 伝統産業普及のため、府が中心となり、事業者、産地を有する各市と「浪花の技展」を開催。	経済戦略局	任意			○	
	地域産業振興施設維持管理運営業務	○資源再生共同作業場閉鎖済み施設の売却処分化 ○皮革関連企業の経営基盤の強化を目的とした工場アパート(浪速区6箇所・西成区1箇所)の維持管理業務並びにすでに供用廃止した2施設の早期売却に向けた作業。 ○産業振興施設整備事業、皮革産業会館関連業務ほか ・大阪皮革産業会館(浪速区) ・隣新大阪タクシーに対し、産業振興事業用地として賃貸借契約を締結している。	経済戦略局	任意			○	
	商業振興施設に関する業務	商業施設として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務など ●土地 1カ所 東淀川 1カ所 ●建物 9カ所 【区CM権限】	経済戦略局	任意			○	
	小売市場施設に関すること	小売市場等として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務 ●土地 25カ所 ●建物 15カ所 【区CM権限】	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
融資制度	融資制度の充実	制度融資の企画立案・実施 制度融資の実施にかかる予算・決算(金融機関への預託、大阪市信用保証協会への補助金交付)	経済戦略局	任意		○		
	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営にかかる事務	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営の支援 ・貸付金償還にかかる債権者としての団体の収支状況の確認等	経済戦略局	任意		○		
ATC	産業振興拠点に関する事業(ATC関連)	ATCを産業振興拠点として位置付け、産業別に支援施設(産業振興施設)を設け、これらの取組を通じて地域の企業の収益増加や事業拡大を図り、大阪経済の成長につなげていく。 ①大阪デザイン振興プラザ事業(クリエイティブ産業(デザイン関連産業)) ②ソフト産業プラザ事業(クリエイティブ産業(デジタルメディア産業)) ③ATCエイジェスセンター事業、福祉ビジネス支援事業(健康・福祉・介護関連産業) ④ATCグリーンエコプラザ事業、環境ビジネス支援事業(環境・エネルギー関連産業) ⑤ATC輸入住宅促進センター事業(住宅関連産業)	経済戦略局	任意		○		
	ATCに関する事業	・ATC(株)の特定調停の履行と経営健全化について継続的に監視。 ・ATCのオズパーク(海浜公園)及びATCホールについて、経費補助等 【ATCの現状】 ・特定調停に基づく長期債務は、約420億円 うち金融機関約260億円(H24年9月)はH45年度までの返済 大阪市約156億円(H23年度決算)は劣後債扱い	経済戦略局	任意		○		
計量	計量啓発に関する事務	○計量啓発事業 ・家庭用計量器無料検査(体温計・血圧計など) ・イベントへの参加による計量啓発、計量図画作品展、一日計量検査所長	経済戦略局	任意			○	
農業の振興・規制等	米穀生産対策業務	「大阪市地域農業再生協議会」において各農業者に米の生産数量目標を設定しての米穀の需給調整や農業者戸別所得補償制度を推進するため、申請の受付、作付実績確認等の事務を行い、食料自給率の向上に取り組む。 ※地域農業再生協議会とは国の「農業者戸別所得補償制度(H25より経営所得安定対策へ名称変更予定)」における「農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱」に定めのある市町村と農業団体等を構成員とする組織であり、その事務局を大阪市が担っている。	経済戦略局	要綱等	一般市		○	
	農業経営計画の認定申請の受理等	①農業者等が作成し、提出した農業経営計画(農業経営の現状、目標及び目標を達成するためにとるべき措置等を記載)の受理及び本計画を府へ経由する事務。 ②計画の変更申請についても同様。	経済戦略局	任意			○	
	都市農業活性化事業	都市農政振興にかかる企画・調整、安全で安心できる農産物生産の振興、農や食への市民啓発や農業への理解を深めるためのPR業務等。 ・なにわの伝統野菜振興事業 ・農業フェア分担事業 ・水源対策事業 ・エコ農産物推進事業 など	経済戦略局	任意			○	
花き流通対策	花き流通対策事業	大阪府内の民営花き卸売市場22市場のうち、10市場を整備統合し、大阪における花き流通の拠点として、府市共同で出資、設立した株式会社大阪鶴見フラワーセンターが開設する、大阪鶴見花き地方卸売市場(鶴見区)へ用地を賃貸する。	経済戦略局	任意		○		
内部事務	もとゆとり健康創造館(ラスパO SAKA)事業	中小企業勤労者の福利厚生施設として平成11年3月にゆとり健康創造館(東住吉区)を設置したが、平成21年度末をもって事業を廃止 平成22年度以降は資産有効活用の観点から売却処分を進めている。	経済戦略局	任意				○ 一組
	庶務関係業務	庶務事務	経済戦略局	任意			○	
	売却処分対象市有地の商品化及び維持管理事務	事業の廃止や見直し等により不要となった売却処分対象市有地の売却処分化及び維持管理	経済戦略局	任意				○ 一組
	局施策の企画推進関係事務	・各種調査研究や個々の企業ニーズ・課題等に関する情報収集等を実施 ・「大阪市中小企業対策審議会」を設置・運営 ・大阪市中小企業振興基本条例の推進や各種施策の実施状況の公表などを実施	経済戦略局	任意			○	

《7. 都市魅力》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
観光振興(成長・集客関連)	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(広域)	・パフォーマーライセンス制度の推進 ・OSAKA光のルネサンスの開催 ・御堂筋にぎわい空間づくり事業(御堂筋オープンフェスタ) ・御堂筋の魅力創造・発信事業(御堂筋kappo) ・大阪城城灯りの景の開催等 ・水辺空間活性化事業 ・水と光のまちづくりオーソリティ設置に向けた社会実験 ・水辺のにぎわい魅力創出事業 ・四都市連携・関西メガセール推進事業 ・大阪集客プラン支援事業 ・観光案内所及びツーリストロビーの運営 ・大阪周遊システムの運営・充実 ・関西国際空港内観光案内所の設置・運営分担 ・もと博物館建物維持管理 ・国際観光都市づくりの推進 ・大阪城エリア観光拠点化事業	経済戦略局	任意		○		
	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(大阪観光局・広域)	観光に関する事務(広域:大阪観光局関連事業) ・観光ガイド等PRツールの作成事業 ・インターネット等による情報発信事業 ・大阪観光プロモーション事業 ・大阪フィルムカウンセル事業 ・中国・アジアからの観光客誘致強化事業 ・天神祭海外・国内宿泊ビジター誘致促進事業 ・まちなか観光案内所運営事務 ・コンベンション誘致事業分担	経済戦略局	任意		○		
	観光交流の促進に関する業務	クルーズ船の寄航誘致や水上アクセス(舟運)の活用等による観光・集客資源の発掘、交流促進を図り、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげる。 ・クルーズ客船:大阪商工会議所と共同による「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」の設立、官民協働によるクルーズ客船の誘致・受入 ・水上アクセス:民間事業者等による「水上アクセス魅力向上委員会」の設置、「水上アクセスツアー」の商品化へ向けた検討(H24年度末で終了)	港湾局	任意		○		
観光振興(地域関連)	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(基礎)	・観光案内表示板の設置 ・コミュニティ・ツーリズム支援事業	経済戦略局	任意			○	
	築港地区等のまちづくり業務	臨港地区内において従来港湾活動に利用をされていた区域を、文化レクリエーション等の新たな需要に対応するなど再開発し、都市としての成長を図る ・対象地区:築港地区(マーケットプレイス・人工地盤・旧サントリーミュージアム・赤レンガ倉庫)(港区)、弁天地区、此花西部臨海地区 ・上屋等既存施設への民間活力の導入 ・まちづくりに係る連絡調整 ・基盤施設の整備 ・集客施設の維持管理 など ※旧サントリーミュージアムについては、建物等の運営にかかる費用の一部等として、サントリーから7億円の寄付	港湾局	任意			○	
文化振興(成長・都市魅力創造関連)	文化振興にかかる事務(広域)	・公益社団法人大阪フィルハーモニー協会への助成 ・公益財団法人文楽協会への助成 ・大阪版アーツカウンシル設立に向けた検討 ・青少年芸術体験事業 ・大阪城星空コンサート(H24をもって廃止) ・大阪クラシック ・第一級の芸術にふれる機会 ・創造を楽しむ元気な地域 ・新進芸術家プロモート事業 ・映像文化振興事業の推進 ・文化創造拠点ネットワーク形成事業(中央公会堂(北区)管理運営含む) ・舞台芸術活動振興事業(H25より「大阪市芸術活動振興事業」) ・咲くやこの花賞 ・三好達治賞 ・大阪文化賞・文化祭賞 ・織田作之助賞事業 ・財団法人地域創造に対する分担金	経済戦略局	任意		○		
文化施設(博物館、美術館等)	美術館(天王寺区)管理運営業務	・市立美術館の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	東洋陶磁美術館(北区)管理運営業務	・東洋陶磁美術館の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	歴史博物館(中央区)管理運営業務	・歴史博物館の管理運営	経済戦略局	任意		○		

別表第1-5(任意事務《7. 都市魅力》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都市 特例 等	事務分担		
						特別区		
						大阪府	各区	連携
	自然史博物館(東住吉区)管理運営業務	・自然史博物館の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	科学館(北区)管理運営業務	・科学館の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	大阪城天守閣(中央区)管理運営業務	・大阪城天守閣の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	博物館群の魅力の向上等	・博物館施設蔵品等整備 ・博物館群の総合力を活かした魅力向上事業 ・寄付收受関係事務 ・博物館群施設の整備事業 ・難波宮跡保存整備事業	経済戦略局	任意		○		
文化施設(地域関連)	博物館群の魅力の向上等	・泉布親(北区)の維持管理 ・泉布親の再生活活用	経済戦略局	任意			○	
	博物館群の魅力の向上等	・適塾史跡公園(中央区)の保存	経済戦略局	任意			○	
新しい美術館の整備事業の推進	新しい美術館の整備事業の推進	・新しい美術館の整備事業 ・美術資料の収集等(館蔵品の充実、寄付收受事務、美術資料の調査研究等) ・展覧会事業	経済戦略局	任意		○		
文化振興(地域関連)	文化振興にかかる事務(基礎)	・創造を楽しく元気な地域づくりの推進(文学碑記念の集いのみ) ・文化創造拠点ネットワーク形成事業(クラシック音楽普及促進事業) ・芸術文化創造都市の機能強化(プレーカークプロジェクト)	経済戦略局	任意			○	
	文化振興にかかる事務(基礎)	・文化創造拠点ネットワーク形成事業(芸術創造館管理運営業務)	経済戦略局	任意			○	
スポーツ振興(生涯スポーツ)	生涯スポーツ事業	・大阪ウォーク	経済戦略局	任意			○	
	生涯スポーツ事業(基礎)	・「総合型地域スポーツクラブ」の創設及び活動に対する支援 ・学校体育施設開放事業 ・学校体育施設開放事業施設整備 ・スポーツ推進委員の採解及び活動支援(スポーツ基本法で言及あり) ・スポーツ推進審議会(スポーツ基本法で言及あり。市条例あり) ・市長杯各種大会 ・生涯スポーツ振興事業(市民レクリエーションセンター事業、スポーツボランティア事業など) ・オータムチャレンジスポーツ	経済戦略局	任意			○	
スポーツ振興(地域関連)	競技スポーツ振興施策(基礎)	・姉妹都市・友好協力都市スポーツ交流事業 ・スポーツ拠点づくり事業(全日本少年剣道優勝大会) ・トップアスリートによる「夢・授業」 ・大阪市スポーツ少年団関係業務 ・世界陸上記念陸上競技フェスタ ・競技力向上・都市魅力創造事業 ・プロスポーツ関係業務 ・大阪市姉妹都市ユースサッカー大会 ・JOCパートナーシップ事業 ・オリンピックデーラン	経済戦略局	任意			○	
スポーツ振興(競技スポーツ)	競技スポーツ振興施策(広域)	・大阪ハーフマラソン ・社会人野球日本選手権 ・大阪市長杯・世界スーパージュニアテニス選手権大会 ・ビーチバレー大阪オープン ・大阪マラソン ・大阪国際トライアスロン ・中之島ダンスフェスティバル ・2019ラグビーワールドカップ ・オリンピックムーブメント関係業務 ・大阪市主催・共催以外の大会関係業務 ・国際競技等運営・活動経費	経済戦略局	任意		○		
競技施設等の運営管理(大規模公園内)	競技施設等の運営事業(広域) 【長居(東住吉区)・鶴見緑地(鶴見区)・大阪城公園(中央区)内競技施設、修道館】	長居・鶴見・大阪城公園内競技施設・修道館を指定管理者制度により運営している。 (長居:陸上競技場、第2陸上競技場、球技場、相撲場、庭球場。鶴見:球技場、運動場、庭球場。大阪城:修道館、弓道場)	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	スポーツ施設の補修(広域)	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 長居・鶴見緑地・大阪城公園内競技施設、修道館にかかる補修。(ただし、補修案件は年度によって大幅に異なることに留意が必要。)	経済戦略局	任意		○		
大学等誘致	国内外の大学等の誘致推進	大阪市の活性化には知的生産力・創造力の強化が不可欠であり、大学が大阪市内に立地することは、高度で創造的な人材の育成や集積、産学連携による地元企業の活性化、市民への多様な教育機会の提供、イメージの向上、地元の雇用・消費の増加など、幅広い点で地域活性化に大きな役割を果たすため、大学等のニーズを継続的に把握し、助成制度を活用しながら誘致活動を行う。	経済戦略局	任意		○		
大阪ドーム	大阪ドームの公的部分等に対する助成	平成18年5月に本市とオリックス社と更生管財人との3者間で交わされた基本確認書に掲げるドーム機能並びに公共性の維持に関する条件をもとに、大阪への集客事業と公的施設(外周デッキ)の維持管理に関する補助を実施する。 ※H18に90億円で売却、10年間の譲渡制限、所有権取得後5年経過後は本市への寄付可	都市計画局	任意		○		
内部事務	庶務関係事務	庶務関係事務	経済戦略局	任意			○	

《8. まちづくり》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
都市計画 (都市再生特別 地区等)	都市計画アセス関連事務(広域)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。	都市計画局	任意		○		
都市計画 (用途地域等)	都市計画アセス関連事務(特別区)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。	都市計画局	任意			○	
都市計画企画 立案支援	都市計画広報等連絡事務	都市計画広報資料作成のための情報収集、資料作成等連絡事務等を行う。	都市計画局	任意			○	
	大阪市統合型GIS運用促進事業に関する事務	全庁的に業務情報を共有並びに業務の連携を行う統合型GISプラットフォームを運用している。併せて、市民サービスの向上と積極的な情報公開を行うために市民向けのGISを運用している。	都市計画局	任意				○ 一組
	地域情報管理システム運営管理業務	都市計画基礎調査データをメッシュ化したデータの管理・提供を行っており、これらの成果をまちづくりの基礎資料として、土地利用計画、防災対策関連、交通計画等の策定時に活用している。また、地域・拠点開発情報の管理、情報提供も行っている。このシステムを利用することによって、様々な情報の集計・分析・加工ができ、局内外の企画立案部門の計画支援に資することができる。	都市計画局	任意				○ 一組
	都市計画行政支援システムの運用管理に関する事務	・都市計画行政支援システムのサブシステムである地形図管理基本システム、都市計画窓口システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。 ・地形図管理基本システムは、地形図データ、都市計画データ等を収集・分析・加工・編集・情報提供するシステムであり、大阪市地形図(1/2,500)、都市計画図、航空写真等をデジタルデータ化して管理し、職員の業務の効率化・高度化を図り、都市計画縦覧図(A2判)を出力し、市民の閲覧に供するものである。 ・都市計画窓口システムは、市民が都市計画縦覧図の閲覧及び都市計画事項の検索を容易に行えたとともに、コピーによる資料の持ち帰りも可能とするものである。	都市計画局	任意				○ 一組
住宅市街地の整備	防災まちづくり計画関係業務	都市防災総合推進事業等の防災まちづくり計画関係業務について、関係部局と連携し、国土交通省等と調整を行う。 平成11年に策定した「防災まちづくり計画」で設定した「防災性向上重点地区」において、密集指標の見直しの必要性について検討する。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
	住宅市街地総合整備事業等に係る事務	国の「住宅市街地総合整備事業」等を活用し、既成市街地における都市機能の更新等を図るため、住宅等の建設及び道路・公園などの公共施設整備等を総合的に行うものであり、これまで、桜之宮中野地区(都島区)、淀川リバーサイド地区(北区)、日本橋地区(中央区)、高見地区(福島区・此花区、H23年度末完了)などで事業を実施してきた。現在、残事業として、事業化に至らなかった未利用地の処分を進めるとともに、桜之宮中野地区事業において未買収となった土地については、建設局と連携しながら、市単独事業として用地買収・道路整備を進めている。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	都市防災不燃化促進事業に係る事務	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域において、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を助成し、避難路沿道建築物の不燃化を促進する。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	地域連携による防災力向上支援事業に係る事務	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」(福島区・城東区・東成区・生野区・東住吉区・阿倍野区・天王寺区・西成区)において、地域住民と連携・協働し、狭あい道路の拡幅整備や主要生活道路の不燃化促進、地域の防災活動の場となるまちかど広場の整備を行うことにより、地域防災力の向上を図る。 ※特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地1,300haを優遇	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	民間老朽住宅建替支援事業に係る事務	民間老朽住宅の自主更新を促進するため、全市域を対象に老朽住宅の所有者等に対して、建替相談やハウジングアドバイザーの派遣、建替建設費補助、従前居住者家賃補助、賃貸住宅建設資金融資等を行っている。また、防災性向上重点地区や優先地区においては、建替建設費補助等の要件緩和や補助率優遇を行うとともに、狭あい道路に面した敷地等における老朽木造住宅の除却費に対する補助を実施している。	都市整備局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	生野区南部地区整備事業(住宅市街地総合整備事業関係)に係る事務	H6年度より、本市の密集住宅市街地整備のモデル事業として、老朽木造住宅が密集し、都市基盤が未整備な生野区南部の98.5haの区域において、民間老朽住宅の建替えや狭い道路の拡幅整備の促進、まちかど広場の整備に加え、従前居住者向け住宅の建設と都市計画道路・都市計画公園等の公共施設整備を一体的に実施している。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の融資事務	・組合等の土地区画整理事業施行者が国から融資を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	弁天町駅前活性化施設の整備に関する事務	・港地区復興土地区画整理事業の完了を記念し、地元地域と連携、調整しながら行なう施設整備事務(港区) ※文化ホール等の複合施設整備を予定しており、基本構想策定などの業務あり	都市整備局	任意			○	
	土地区画整理事業に伴い整備された地域活性化施設の維持管理事務	・土地区画整理事業の完了を記念し整備された、湊町リバープレイス(浪速区)、アゼリア大正(大正区)、マリンテニスパーク北村(大正区)の管理運営事務	都市整備局	任意			○	
	都市再開発融資制度に係る事務	本市施行の市街地再開発事業によって建設される建築施設の部分を買い入れる者に必要な資金や、都市再開発事業の施行に伴い移転等に要する資金を融通することによって、市街地の再開発を促進させていくものであるが、民間金融システムの充実によりH19年度末をもって融資受付は廃止している。現在は、未償還分の預託事務を行なっている。なお、融資期間は最長で30年以内。	都市整備局	任意			○	
景観行政	わがまちナイススポットの発見(都市景観資源の発掘・活用)	・景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。	都市計画局	任意			○	
	景観形成方策の推進	・アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観の形成に向け、市域の景観の向上と地域の特性を生かした都市景観をつくっていくことを目的として、景観計画及び景観形成推進計画に基づく施策の推進に向けた調査・検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	建築美観誘導関連事務	・御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に関して、建築物・広告物の具体的な誘導基準(建築美観誘導基準、御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱)を定め、建築物の建築及び屋外広告物の設置など景観に配慮すべき行為が生じる際に、事業者からの事前協議の申出を受けるとともに、各基準に従った誘導を行っている。	都市計画局	任意			○	
	魅力あるリバーフロント形成検討	・中之島から安治川を経て海にいたる「海の御堂筋」について、川沿いの建物所有者や企業・住民と協働し取りまとめた、「魅力あるリバーフロント形成に向けた基本方針」に基づいた取組みを推進していく。	都市計画局	任意			○	
	御堂筋彫刻ストリート	・大阪のメインストリートである御堂筋をアメニティ豊かな芸術・文化軸として整備するため、沿道企業等から寄附いただいた彫刻作品を御堂筋に設置するとともに適切な維持管理を行う。また、市民の方々を対象として専門家による解説付きで鑑賞するガイドツアーを実施し、御堂筋の魅力情報を発信していくツールとして活用していく。	都市計画局	任意			○	
	都市景観委員会	・都市景観の形成に関する技術的又は、専門的な事項について調査・審議することを目的とした大阪市都市景観委員会の運営を行う。	都市計画局	任意			○	
建築基準法関係	建築基準法に関する任意事務	・建築基準法に関する各種情報提供や普及啓発 ・申請書の受付及び手数料の徴収 ・建築相談 ・「建築計画の事前公開制度に関する指導要綱」に基づく届出及び報告の受理 ・「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づく防災計画書の受付及び審査 ・「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づくCASBEE大阪みらい届出書の受理等 ・「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取り扱い要領」に基づく大規模建築物事前協議書の日影規制審査	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	民間開発に伴う手続き(大規模・地下街)	<民間開発に伴う交通処理計画の調整> 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施(技術)基準」に基づき、建設計画区域の周辺の道路交通を悪化させることのないよう駐車施設等の確保について、事業者と事前協議を行う。 <大規模小売店舗立地法関連> 大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通へ与える影響や、影響への対策について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮を行うよう、大規模小売店舗を設置する者と協議を行う。 <地下街連絡協議会> 地下街の新設・改築や、地下街や地下鉄駅コンコース等と、他の建築物の地下階とを接続する場合に、防災、衛生、交通等総合的な観点から公共的利用の安全を確保するため、当該事業者と協議を行う。	都市計画局	任意			○	
	開発誘導行政の企画・指導等に関する事務	開発誘導行政に係る調査・立案事務、 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に関する関係事務(一定規模以上の建築物について公共施設等との均衡調整を図るため、関係局が連携して事業者と本市が事前協議を行う。)、 「建築物に付属する緑化指導」に関する関係事務(敷地面積500㎡以上で建築を行う場合、事業者と本市で事前協議を行い、敷地面積の3%以上の緑地確保を指導する。)、 「ワンルーム形式集合建築物指導要綱」関係事務(ワンルーム形式集合建築物を対象として、事業者と本市が計画と管理に関する事項について事前協議を行う。)、 「建築物における自転車駐車場の附置等に関する条例」関係事務(一定規模以上の集客施設、共同住宅における自転車駐車場の設置・管理に関する届出)、 住宅附置誘導関係事務(JR大阪環状線内側及びその周辺の対象区域内において、主用途が事務所又は店舗である建築物について住宅附置を誘導する。)、 建築誘導行政の企画・調整事務	都市計画局	任意			○	
	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する任意事務	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に規定する建築物に関する、工事着手前の事前協議、立入調査、勧告、公表事務。	都市計画局	任意			○	
	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく制限の緩和に関する事務	「大阪府福祉のまちづくり条例」第29条における制限の緩和についての認定事務	都市計画局	任意			○	
	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物に係る事前協議等、立入調査、勧告及び公表等に関する事務	大阪府福祉のまちづくり条例第41条に基づく建築物に係る事前協議等、立入調査、勧告及び公表等に関する事務	都市計画局	任意			○	
	大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に関する届出受理等	ヒートアイランド現象の緩和や潤いやすらぎのある街づくりといった課題に対処するため、大阪府自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の敷地において建物を建てる時に緑化を義務付け、基準に合う緑化計画書等の届出を義務付けている。	建設局	任意			○	
開発指導	建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する業務	大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づき、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出の受理、報告若しくは資料の徴収及び立入調査若しくは質問に関する事務を行っている。 この条例は、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出について必要な事項を定めるとともに、その届出に係る情報を基に事故の原因を明らかにし、事故に関する情報の共有化を図るために必要な措置を講ずることにより、事故の再発及び同種の事故の発生を防止し、もって府民生活の安全の確保に資することを目的とする。	都市計画局	任意			○	
	駐車施策に関する事務(指導協議事務)	「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」や「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」を定め、一定規模以上の建築物を建築等する際に事業者等と駐車場設置の指導や協議により、路上駐車を防止し良好な都市環境の改善に取り組む。 「大規模小売店舗立地法」に基づく駐車場設置に関する協議を行う。 「大阪市ひとにやさしいまちづくり要綱」に基づく駐車場(※)設置に関する協議を行う。 ※ 駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない建築物以外の路外駐車場(機械式を除く)	都市計画局	任意			○	
広域計画	近畿ブロックの社会資本整備重点方針関連事務	地方ブロックの社会資本の重点整備方針策定に向けて、本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市			○
地価監視(届出受理・情報提供)	土地情報の提供に関する事務	○地価公示(国土交通省)、地価調査(都道府県)等の公的地価評価の結果について、GIS(マップナビおおさか)を利用して、市内の情報を提供。 ○地価公示、地価調査等の調査結果について、市内の情報を取りまとめ、ホームページや窓口において情報提供。	都市計画局	任意			○	

別表第1-5(任意事務(8. まちづくり))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
広域的な交通 基盤の整備	民間開発に伴う手続き(鉄道)	・鉄道線路は原則として道路に敷設してはならないが、都市部で新たに鉄道線路専用の敷地を確保することが困難な状況も想定されるため、「国土交通大臣の許可を受けた時は、この限りではない」(鉄道事業法第61条第1項)とされている。 ・許可に当たっては、道路に敷設する路線が道路管理上支障を及ぼさないことが必要であり、都道府県知事が道路の管理者の意見を聞くこととされている。(鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令第2条) ・当該事務は、上記手続きに当たって関係機関等との協議・調整を行うものである。	都市計画局	任意		○		
	北陸新幹線・リニア中央新幹線促進関連事務	北陸新幹線及びリニア中央新幹線の大阪までの早期全線整備等について、関係機関と連携し、国等関係先に働きかける。	都市計画局	任意		○		
	鉄道整備連絡事務(新)	リニア中央新幹線や現在建設中の大阪外環状線を始めとした近畿地方交通審議会答申第8号に位置付けられている路線等に関して、国・鉄道事業者等の協議やその資料の作成等に必要なる事務	都市計画局	任意		○		
	MDCへの公的施設管理運営補助	大阪市特定団体経営監視委員会(現、経営監視会議)に諮りながら、大阪シティアターミナルビルの持つ公共性維持と運営会社(MDC)の経営の安定化を図るため、MDCへの公的施設の管理運営補助を実施する。	都市計画局	任意		○		
地域交通政策	大阪外環状線の建設促進関連事務	本事業は、現在の城東貨物線の施設や用地を活用しながら複線化・電化を行うとともに、新大阪駅に至る連絡線を新設し、新大阪から大阪東部地域を結ぶJR関西線久宝寺駅に至る旅客線・大阪外環状線(延長約20.3km)を整備するものである。本事業について、関係各所との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図る。また、整備事業者である大阪外環状鉄道(株)に対し、出資等を行う。 ※出資金額:42億円 補助金額:30億円 貸付金:101億円(H23年度末)	都市計画局	要綱等	一般市		○	
	鉄道の安全性の向上関連事務	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道駅耐震補強事業について、鉄道事業者等と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して、助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
	交通政策関連事務(バス・基礎)	○目的 地域住民の日常生活に必要な乗合バス(「コミュニティ系バス」)サービスのうち、一定の需要が見込まれるものなどについて、その運行の維持に必要な経費の一部を助成することにより、バス交通の確保に努めている。 ○対象者 コミュニティ系バス運行事業者	都市計画局	任意			○	
	交通政策関連事務(バス・広域)	バス利用促進やバスサービスの改善等のバス交通の活性化方策についての検討を行う。また、路線バスの利便性及び安全性の向上、並びに利用環境改善の促進等を図るため、事業者との調整を行う。	都市計画局	任意			○	
	駐車施策に関する事務(検討調査)	高齢化社会の到来やEVの普及など、車を取り巻く環境が大きく変化し、大都市大阪の将来像「自動車を抑制し、都心部を人に開放する、歩いて楽しい都市」を目指す中で、総合的な駐車施策の立案に関する検討調査を行う。	都市計画局	任意			○	
	交通政策関連事務(駐車対策推進)	【迷惑駐車防止のための広報啓発】 ・迷惑駐車防止に関する施策を推進するため制定した「大阪市迷惑駐車防止に関する条例」に基づき、ホームページ等により市民・事業者等に駐車場情報を提供し、広報することにより、迷惑駐車追放の推進を図る。 【民間駐車場建設資金融資制度】 ・民間での駐車場建設及び民間賃貸共同住宅の駐車場建設を促進し、道路交通の円滑化や都市機能の向上、また居住環境の向上等を図ることを目的に、駐車場及び賃貸共同住宅の入居者の駐車場の建設に必要な資金の一部を低利で融資する。 ・平成15年度から新規融資の申込受付は休止しており、現在、事務としては、既存融資に係る銀行への年度ごとの預託に関するものが中心となる。	都市計画局	任意			○	
	交通戦略のあり方検討調査	少子高齢化や地球環境問題の顕在化などの社会状況の変化に対応した、利便性の高い都市交通を有するまちの実現に向けて、鉄道やバスといった公共交通機関に関する施策や自動車利用者の交通行動の転換を促す施策(TDM)などの各都市交通に関する施策について総合的な検討を行う。 平成24年度については、都心部の自動車交通を抑制する道路ネットワークのあり方の検討や、鉄道やバスの公共交通について、今後のあり方や利便性の向上、利用促進の施策の検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	総合交通対策関係事務(新)	都市交通の総合的な施策を策定し、もって良好な生活環境及び円滑な都市活動に適合した都市交通機能を向上させるための施策を推進するための事務 ※実態上の事務は庶務事務(備品等)	都市計画局	任意			○	
	交通バリアフリー化の推進	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者等にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	モビリティ・マネジメントの推進(港区)	港区では国道43号沿道環境の改善に向けたソフト対策として、行政や産業界、高速道路会社などからなる「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト検討会」を立ち上げ、区民や事業者を対象に、公共交通機関の利用促進や自動車利用の抑制、エコドライブの促進、環境学習、事業所意見交換会などの各種モビリティ・マネジメント施策を実施している。	都市計画局	任意			○	
成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり	グランドデザイン・大阪の推進	2050年を目標に、大都市・大阪の都市空間の姿を示すとともに、創造的な人材が集積し、住み、働き、楽しみたくなる魅力・環境を備えた大都市・大阪をめざすため、府市統合本部の下で平成24年6月に策定した「グランドデザイン大阪」の実現に向け、府及び関係部局と連携しながら検討・協議・調整等を行う。	都市計画局	任意		○		
	うめきた地区開発関連事務	・うめきた地区の開発では、人、情報、知識が集積し交流する知的創造拠点(ナレッジ・キャピタル)の形成を図るとともに、大阪の新しい顔にふさわしい風格ある景観、潤いと水と緑豊かな都市環境の創出をめざしている ・先行開発区域については、平成25年4月のまちびらきをめざしてプロジェクトが進められているが、エリアマネジメントなど公民連携したまちづくりを推進する。 ・2期開発区域の土地利用の方向性や基盤整備については、広域的な都市機能の観点も含めて、今後、議論が必要となっており、民間提案を受け、創意に富んだ、実効性のある開発計画について検討を進める。	都市計画局	任意		○		
	大阪駅北地区等における土地区画整理事業に関する検討事務	大阪駅地区西側エリア(約21ha)が緑地などを含めた多様な土地利用が可能となるような整備手法について、計画検討、関係機関等との調整協議事務を行う。	都市整備局	任意		○		
	新大阪・淡路周辺地区まちづくりの検討	阪急電鉄の新大阪連絡線(新大阪～淡路間)鉄道免許の廃止(平成15年3月)に伴う跡地利用や跡地周辺のまちづくりについて、関係者と調整を行う。	都市計画局	任意		○		
	中之島地区のまちづくりの推進に関する事務	主として次の事項に関して、本市関係部局及び各施設管理者や、民間事業者等との協議、調整業務を担う。 ・地区全体の地権者からなる「中之島まちみらい協議会」の窓口となり、公民一体となったまちづくりの推進。 ・中之島地区における民間開発の誘導により、緑道等歩行者ネットワークの形成や広場等オープンスペースを確保し、にぎわいやゆとりを感じさせる魅力的な都市空間の形成。	都市計画局	任意			○	
地域まちづくり	西梅田地区周辺開発の推進	西梅田地区では、土地区画整理事業による都市基盤整備とともに、都市計画手法を活用して大阪駅前になぎさ文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な都市空間が民間開発により形成されてきた。平成20年には地区に隣接してフリーゼタワーが竣工し、現在も大阪中央郵便局についても、建替えに向け取り組んでいるところである。今後も引き続き、西梅田地区周辺において、民間事業者と連携調整しながら、活力と魅力あるまちづくりを推進していく。	都市計画局	任意			○	
	中之島西部地区開発の推進	都市再生緊急整備地域内に位置しながら、大規模な低未利用地が多い中之島西部地区について、民間地権者と連携調整しながら実現可能な開発計画案を検討し、中之島になぎさ文化・国際・情報の都市空間形成を誘導していく。	都市計画局	任意			○	
	都心機能活性化地区開発計画の検討	都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間のエネルギーを最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。	都市計画局	任意			○	
	難波地区の再開発の推進	業務・商業施設が集積した「ミナミ」に立地する難波地区において、国際化に向けた都市機能の集積やアメニティ性の高い都市拠点の創造に向け、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			○	
	湊町地区(ルネッサなんば)開発の推進	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			○	
	御堂筋の活性化	御堂筋の活性化に向けて、御堂筋を国際的大都市になぎさ文化・国際・情報の多機能型へと転換し、高さ規制を含めたクオリティの高い都市景観の実現、都市魅力の向上・活性化をめざした民間主導のエリアマネジメントの展開に取り組む (具体的な取り組み) ・地区計画等の見直し(高さ規制の撤廃) ・にぎわい施設を誘導するためのインセンティブのあり方の検討 ・オープンスペースの利活用の方策の検討 ・エリアマネジメントのあり方の検討 等	都市計画局	任意			○	
	淀川・大和川沿川整備協議会に関する事務	近畿地方整備局や沿川等の関係機関と連携を図りながら(淀川沿川整備協議会、大和川沿川整備協議会における協議・調整等)、淀川及び大和川における高規格堤防の整備の推進と沿川地域の整備方針等の調整を行う。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
	JR阪和貨物線跡地の活用検討調査に関する事務	JR阪和貨物線が平成21年3月に廃線となり、平野区・東住吉区・住吉区の3区にまたがる大和川周辺などで新たな空間が生まれることから、線路跡地を市民にとって有効に活用するための検討を行う。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	中心市街地の活性化に向けた環境整備	市域全体が既に市街化しており、各区の駅周辺を中心に都市機能や商業機能が集積し、コンパクトなまちとなっていることを踏まえ中心市街地活性化法の窓口として、同法の活用について連絡調整を実施する。 (中心市街地活性化法:人口減少・超高齢化社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現)	都市計画局	任意			○	
	アイ・スポットの企画・管理運営	大阪の都市再生のシンボルゾーンである「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座に実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」(もと愛日小学校跡地)の企画・管理運営を行う。(中央区)	都市計画局	任意			○	
	岩崎橋地区開発の推進	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			○	
	桜ノ宮地区まちづくりの検討	大阪市の処分検討地(水道局:もと職員研修センター)や、売却予定の民間用地について、地域にふさわしい土地利用、都市機能が導入されるよう区や関係局と調整を行う。	都市計画局	任意			○	
	淀川区役所跡地活用の検討	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。	都市計画局	任意			○	
	あいりん地域における総合的な生活環境の整備	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置した。計画調整局が担当している「住宅・まちづくり対策分科会」では、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を行っている。	都市計画局	任意			○	
	萩之茶屋地域における環境改善の検討	平成21年2月に愛隣対策推進会議の下に設置された、萩之茶屋地域環境改善特別チームの一員として、萩之茶屋地域周辺の環境改善についての検討を行っている。	都市計画局	任意			○	
	平林地区まちづくりの検討	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号池東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。計画調整局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。	都市計画局	任意			○	
	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討	南海本線の連続立体交差化に伴ない廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。	都市計画局	任意			○	
	加美駅周辺地区まちづくりの検討	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大阪外環状線(大阪東線)新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線立寄事業推進時の周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	八尾空港西側跡地活用方策の検討	大阪市、八尾市にまたがる大阪航空局所管用地である八尾空港西側跡地について、まちづくりに配慮した効果的な用地処分がなされるよう、庁内関係部署とも調整を図りながら、国、八尾市、大阪市で組織する検討会で、検討協議を行っている。	都市計画局	任意			○	
	常盤地区まちづくりの検討	天王寺・阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのポテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発(あべのand)に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、既設事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。	都市計画局	任意			○	
	京橋駅周辺地区まちづくりの検討	京橋駅周辺地区は、大阪都心東部の玄関口である京橋駅を中心とした地区である。JR片町線・東西線による南北の地域分断により、OBP地区や周辺公共施設との連続性に欠けているため、有効な土地利用がなされていない。このような状況にある京橋地区の都市機能の強化を図り、大阪の東の拠点地区としてふさわしいまちづくりをおこなうため、JR片町線・東西線の地下化に伴う都市計画道路や土地区画整理事業等の計画に関する調整を行う。 また、公社経営健全化計画に基づき、平成20年10月から住宅展示場用地として10年間の定期借地契約を締結している地区内の局所管用地について、契約の履行監理を行う。	都市計画局	任意			○	
	淀川連絡線跡地活用の検討	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。(幅員:10~30m、延長:約2km)東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地活用の検討が可能であることから、土地所管局や関係先と協議しながら跡地活用の検討を行う。	都市計画局	任意			○	

別表第1-5(任意事務(8. まちづくり))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	JR大阪臨港線跡地活用の検討	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。	都市計画局	任意			○	
	中島工業団地の開発調整	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地(約137ha)の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監視、調整を行う。	都市計画局	任意			○	
	船場地区まちづくりの検討	船場地区の良好な都市空間や生活空間の形成に向けて、まちづくりの機運を高めるために、地域と協働した取り組みを行うとともに、船場地区のまちづくり施策等の検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	まちづくり活動支援事業に関する事務	【まちづくり活動支援事業】 市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けてまちづくり活動を行う市民等の団体で一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに活動費の一部を助成し、区役所と連携しながらまちづくり活動を支援している。 【まちづくり活動普及啓発事業】 市民主体のまちづくりに関心のある人等を対象にまちづくり担い手育成講座を開催し、地域でのまちづくりを担う人材を育成している。また、ホームページ等を通じて、地域の自発的なまちづくり活動情報の発信を行うとともに、まちづくり推進団体等の活動発表会を開催し、情報交換と地域間のネットワークの形成を図っている。	都市計画局	任意			○	
	高度情報化推進事業に関する事務	高度情報化社会の推進に対応したまちづくりを推進するために、各種協議会等に参加し、情報収集、発信するとともに、個別の課題についての調査を行う。	都市計画局	任意			○	
	歴史的建築物の再生・活用の促進に係る事務(生きた建築ミュージアム)	生きた建築ミュージアムとして、御堂筋及びその周辺に集積する近代建築をはじめとする歴史的建築物の再生・活用を推進し、都市魅力を発信する。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	HOPEゾーン事業	大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン(HOPEゾーン)として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の掘り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進していく。 ※現在、天満、船場、空堀、住吉大社、田辺、平野(北区・中央区・住吉区・東住吉区・平野区)	都市整備局	要綱等	一般市		○	
港湾事業	マイルドHOPEゾーン事業	上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住づくりを進める。 ※四天王寺・夕陽ヶ丘(天王寺区)	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	下水施設関連業務	・臨海部(港湾局所管)の下水施設の維持管理 ・臨海部(港湾局所管)の下水施設への接続に伴う排水協議 など (対象者) 市民、事業者 など ※臨海部開発に伴う下水管延長 約31km(舞洲地区約23km、咲洲地区約8km)、舞洲汚水ポンプ場	港湾局	任意		○		
	埋立事業等の業務	(目的) 埋立は、市民生活や企業活動等から生じる廃棄物や公共工事に伴う建設残土・浚渫土砂の処分に必要であり、処分終了後の用地については、既成市街地で確保困難な貴重な空間として、時代時代の社会・経済的要請に応じて柔軟に活用し、今後の大阪・関西の成長・発展に資する。 (内容) ・埋立造成(護岸、埋立) ・道路・埋設等の基礎整備の実施 ・埋立地の分譲 ・まちづくりに係る連絡調整 など (対象者) ・市民、企業など	港湾局	任意		○		

別表第1-5(任意事務(8. まちづくり))